

<子ども・子育て支援金制度について>

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

法案の趣旨

子ども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実現するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯に対する支援の拡充、共働き・共育への施策に係る施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

法案の趣旨

（1）「ライフステージにおける支援する具体的な施策」
①児童手当について、（1）支給期間を中学生未満から高校生未満までとする、（2）支給条件のうち所得制限を撤廃する、（3）第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、（4）支払月を作3回から月（換算月）・年4回とする抜本的改正を行なう。
②扶助期間の負担の軽減のため、対象のための支援給付を創設し、当該給付と対応等を実施する。
（2）「他の子ども・子育て支援制度と連携する仕組み」
①「子育て支援特別会計による支給額」を年4回に統一する。
②妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付ける（新規事業）、市町村の活動を明確化し、計画的な継続的体制の整備を行う。
④扶助を提供する認定・事業者に就業情報等の報告を義務付ける（経営側面の統合的な見えし化）
⑤施設扶助金を毎年前賃用の事業主給付金の発行に附帯する上昇率の引上げ、施設雇用の定年上の引下げを行う。
⑥児童扶養手当の第3子以降の軽減、専らの加算額を第2子に導入する算算額と同額に引き上げる。
⑦「アシタクアーチを経て地方公共団体等による子ども・子育て支援のお手伝い体制化」
⑧標準を適用されない他の外保育施設に係る特別的措置に係る対応を行う。

（3）「医療扶助制度での実現」
①医療扶助制度の拡充、医療扶助金の実現。
②医療扶助金による就業事務所を正職員。
③医療保険者が被保険者等から領取する保険料に納付金に係る医療扶助金を充當することとし、簡易の算定方法、社会保険診療報酬支払基準による就業事務所を正職員。
④医療保険者が被保険者等から領取する保険料に納付金に係る医療扶助金を充當することとし、医療保険料制度の取扱いを既存の被保険者等への範囲・範囲の方法、国民健康保険等における被保険者等に係る保険料に納付金に係る医療扶助金を充當する。
⑤既存の標準と算上げによって実現的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和5年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金額額を定める。
⑥令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（1）必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特別会計を実行することとします。
（1）子ども・子育て支援特別会計による支給額（令和6年4月1日～令和8年4月1日）について、規定の算式を行なう。

施行日

令和6年10月1日（月）（2024年10月1日～令和7年4月1日、令和7年4月1日～令和8年4月1日）

公的医療保険制度 **子ども・子育て世帯を応援！** **加入者の皆様へ** **子ども・子育て支援金制度が開始します**

「子ども・子育て支援金制度」って何？

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金**を拠出いただき、それによる**子育て世帯**に対する**給付の拡充**を進めて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

支援金は児童手当の拡充など2つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法正されているため、国会での審議や法改正なしに使い道を埋めることはできません。

なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

子育て支援は、子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、その子どもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため、子育て支援は**全ての方にとってメリット**があります。

そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様**から拠出いただくこととしております。

いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月**分から**医療保険料**とあわせて拠出いただきますが、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被保険者保険料に加入している方は給与所得から、手当を受取られている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、**令和10年度で月額450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「**子ども・子育て支援金に関する試算**」をご参照ください。

※支援金制度の導入に当たっては、社会保険分野の支出改革等をあわせて行なうこととしており、国民の皆様に追加のご負担を求めることがない仕組みとしています。

子ども・子育て支援金制度が充てられる事業のご案内

児童手当の拡充

●所得によらず、支給の対象となります。
●支給期間を高校生年代まで延長します。
●第3子以降は月額3万円で、一人当たり月3万円に大幅増額します。
●4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

月額支給額	1.5万円	3万円
月額支給額	1万円	1.5万円
月額支給額	1万円	1万円
月額支給額	1.5万円	3万円
月額支給額	1万円	1万円
月額支給額	1万円	3万円
月額支給額	1万円	1万円
月額支給額	1.5万円	3万円
月額支給額	1万円	1万円
月額支給額	1万円	3万円
月額支給額	1.5万円	3万円
月額支給額	1万円	1万円
月額支給額	1万円	3万円

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「**伴走型相談支援**」の面談とあわせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期に妊婦としていることの数×5万円を支給します。

※妊娠届出時に5万円、妊娠後期に妊婦としていることの数×5万円を支給します。

※令和7年度から拡充

育児時短就業給付

「**育児時短就業給付**」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、**育児期間中の国民年金保険料免除措置**を創設します。

※令和6年10月から実施

子ども誰でも通園制度

「**子ども誰でも通園制度**」は、保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満のことがら時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

（子ども1人当たり10時間）

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは

こども家庭庁のHP
(概要説明)
[こども家庭庁](#)

担当職員による紹介記事
[担当職員による紹介記事](#)

三原大臣からのメッセージ
[三原大臣からのメッセージ](#)

QRコード

「子ども・子育て支援金制度」は、独身者や高齢者も含めた全世代や企業(従業員との折半負担によるもの)の皆様から支援金をご負担(拠出)いただくことによって子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとなります。当該支援金は下記の6つの事業に要する費用を補填するためのものです。

- ① 児童手当の拡充(令和6年10月から既に拡充されています)
 - ② 妊娠のための支援給付(令和7年度から既に制度化されています)
 - ③ 育児時短就業給付(令和7年度から既に制度化されています)→詳細については、[こちら](#)からご確認ください。
 - ④ 出生後休業支援給付(令和7年度から既に制度化されています)→詳細については、[こちら](#)からご確認ください。
 - ⑤ 育児期間中の自営業者やフリーランスなどの国民年金第1号被保険者についての国民保険料免除制度(令和8年10月から実施される予定)→下記リーフレットに記載された内容を踏まえ、次頁以降で解説させていただきました。ご参照ください。
 - ⑥ こども誰でも通園制度(一部の希望自治体では令和7年度から先行実施されており、令和8年度からは全国で実施される予定)
- ※ 上記6つの事業の詳細については、こども家庭庁ホームページにおいて[特設サイト](#)が設けられています。ご参照ください。

国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置について

1. 改正の概要(国民年金法の一部改正)

自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設する。
※当該期間に係る被保険者期間の各月を保険料納付済期間に算入する。

2. 免除に係る要件等について

①対象期間や要件等

- ・子を養育する国民年金第1号被保険者を父母とともに指す対象とする。
- ・育児休業を取得することができる被用者とは異なり、自営業・フリーランス・無業者等の国民年金第1号被保険者については、育児期間における就業の有無や所得の状況はさまざまであることから、その多様な実態を踏まえ、第1号被保険者全体に対する育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置とすることとし、一般的に保険料免除を行う際に勘案する所要要件や休業要件は設けない。

②対象となる免除期間の考え方

- ・原則として子を養育することになった日から子が1歳になるまでを育児期間免除の対象期間とし、産前産後免除が適用される実母の場合は産後免除期間に引き継ぐ9ヶ月を育児期間免除の対象期間とする。
- ・育児期間免除の対象期間における基礎年金額については満額を保護する。



3. 財源について

今般新設する免除措置は、必ずしも所得の減少が生じない者も含めて育児期の被保険者を広く対象とし、社会全体で子育て世代を支える育児支援措置の一環として実施するため、「子ども・子育て支援金」を充てる。

4. 施行時期

- ・2026年10月1日施行

※ 以上4種類のリーフレットはこども家庭庁ホームページより引用

国民年金法(2026(令和 8)年 10 月 1 日施行分)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文で、
「国民年金法【令和 8 年 10 月 1 日施行】」分(一部抜粋)はこちらからどうぞ

※ (赤字)や「青字」、赤字や~~~~~の部分は弊職が補筆、強調したものです。

第 88 条の 2(産前産後期間の保険料免除制度(平成 31 年 4 月 1 日施行))

被保険者は、出産の予定日 (厚生労働省令

「(法第 88 条の 2 の規定による保険料免除に関する届出)

第 73 条の 7 第 1 号被保険者は、法第 88 条の 2 の規定により保険料を納付することを要しないこととされる場合には、次に掲げる事項を記載した届書(「国民年金被保険者関係届書(申出書)」)を市町村長に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 出産の予定日 (出産後に届出を行う場合にあっては、出産の日。次項第 1 号において同じ。)

三 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

四 個人番号又は基礎年金番号

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 出産の予定日を明らかにできる書類

二 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにできる書類

三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産の年月日を明らかにできる書類

四 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにできる書類

3 第 1 項の規定による届出は、出産の予定日の 6 月前から行うことができる。」

で定める場合にあっては、出産の日。次条第 1 項、第 106 条 1 項及び第 108 条第 2 項において「出産予定日」という。) の属する月 (以下この条において「出産予定月」という。) の前月 (多胎妊娠の場合においては、3 月前) から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。

「<よくあるご質問>

Q 1 平成 31 年 3 月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか?

A 1 施行日が平成 31 年 4 月ですので、平成 31 年 4 月 1 日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後期間が決定されます。3 月に出産した場合は、4 月分、5 月分の保険料が免除となります。」※1

第 88 条の 3(育児期間の保険料免除制度(令和 8 年 10 月 1 日施行))

前条の規定の適用「産前産後期間の保険料免除制度」を受けた被保険者「子の実母」が同条の出産に係る子を養育する場合においては、当該被保険者は、当該出産予定日から起算して 3 月を経過した日の属する月から当該出産予定日から起算して 12 月を経過した日（当該日の前日までに、当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日の翌日）が属する月の前月までの期間（当該子以外の子に係る同条の規定の適用を受ける期間を除く。）に係る保険料は、納付することを要しない。

2 被保険者「子の実父や養子を養育する父母」（前項に規定する被保険者「子の実母」を除く。）は、その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である被保険者に委託されている児童及びこれらの被保険者に準ずる者として厚生労働省令で定める被保険者に厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この項、第 106 条第 1 項及び第 108 条第 2 項において同じ。）を養育することとなった日の属する月から当該子が 1 歳に達する日（当該子が 1 歳に達する日の前日までに、当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日）の翌日が属する月の前月までの期間（当該子以外の子に係る前条の規定の適用を受ける期間を除く。）に係る保険料は、納付することを要しない。

3 前 2 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に相当する額については、政令で定めるところにより、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定により政府が徴収する子ども・子育て支援納付金により補填するものとする。

※1 産前産後期間の国民年金保険料免除制度は平成 31 年 4 月からの施行で、平成 31 年 2 月 1 日以後に出産された国民年金第 1 号被保険者が届出の対象となります。当該 Q&A の例で言えば、平成 31 年 3 月に出産予定ですので、平成 31 年 2 月分から 5 月分までの期間のうち当該制度の施行月が同年 4 月ということなので、同年 3 月分までは免除対象外となり、同年 4 月分と 5 月分のみが免除対象ということになります。

また、平成 31 年 2 月 1 日以後に出産された国民年金第 1 号被保険者が届出の対象というのは、この場合では、平成 31 年 1 月分から同年 4 月分までの期間のうち当該制度の施行月以降ということで同年 4 月分のみが届出の対象になるためです。

※ 国民年金法第 88 条の 2 及び第 88 条の 3 に規定された「産前産後期間及び育児期間の国民年金保険料免除対象期間」について、次頁で図表にしてみましたが、ご参考になさってください。

令和8年10月1日より、自営業・フリーランスなどの国民年金第1号被保険者は、子どもが1歳になるまで国民年金保険料が免除されます。免除対象期間にある各月については「保険料納付済期間」に算入されることで、将来の年金額の計算の基礎とされます。

人々、前頁に掲載しましたリーフレットにある通り、平成31年4月より「産前産後期間」に係る国民年金保険料の免除制度がありました。当該制度に加えて、育児期間(子が1歳になるまで)にまで延長されることとなったわけです。